火災調査の権限と義務

【消防法第31条】

・消防長または消防署長は消火活動をなすとともに、火災の原因並びに火災および消火のために受 けた損害の調査に着手しなければならない。

【火災調査のための権限】

- ・関係ある者に対する質問権
- ・製造所もしくは輸入した者に対する資料提出命令権
- ・関係のある官公署に対する必要事項の通報請求権
- ・火災により破損されまたは破壊された財産の調査権
- ・関係者に対する資料提出命令権
- ・関係者に対する報告徴収権
- ・当該消防職員をして損害調査をさせるための立入検査権
- ・警察官が放火または失火の犯罪の被疑者を逮捕した場合、それが検察官に措置されるまでの間、その 被疑者に対する質問権
- ・警察官が放火または失火の犯罪の証拠物を押収した場合、それが検察官に措置されるまでの間、その 証拠物に対する調査権

【火災調査のための義務】

- ・立入検査の場合の、関係者の承諾を得る義務
- ・立入検査の場合の、関係のある者から請求があったときに証票を提示する義務
- ・立入検査の場合の、関係者の業務不妨害および秘密不漏洩の義務
- ・放火または失火で犯罪の疑いのある場合の、所轄警察署への通報および証拠物の収集保全の義務
- ・消防庁が放火または失火の犯罪捜査に対する協力の勧告を行う場合の服従義務
- ・被疑者の逮捕中または証拠物の押収中の質問および調査遂行にあたって、警察官の操作を妨害しない義務
- ・放火および失火の絶滅のため、消防吏員と警察官との協力義務

【都道府県知事および消防庁長官の火災調査権】

- ①都道府県知事―消防本部を置かない市町村の区域における火災の原因調査に限る。
- ②消防庁長官 一社会的影響が大きい特異な火災などで、消防長または都道府県知事から求めがあった場合、または消防長長官が特に必要と認めた場合に限る。

火災調査の権限と義務

【消防法第31条】

・消防長または消防署長は消火活動をなすとともに、火災の原因並びに火災および消火のために受 けた損害の調査に着手しなければならない。

【火災調査のための権限】

- ・関係ある者に対する質問権
- ・製造所もしくは輸入した者に対する資料提出命令権
- ・関係のある官公署に対する必要事項の通報請求権
- ・火災により破損されまたは破壊された財産の調査権
- ・関係者に対する資料提出命令権
- ・関係者に対する報告徴収権
- ・当該消防職員をして損害調査をさせるための立入検査権
- ・警察官が放火または失火の犯罪の被疑者を逮捕した場合、それが検察官に措置されるまでの間、その 被疑者に対する質問権
- ・警察官が放火または失火の犯罪の証拠物を押収した場合、それが検察官に措置されるまでの間、その 証拠物に対する調査権

【火災調査のための義務】

- ・立入検査の場合の、関係者の承諾を得る義務
- ・立入検査の場合の、関係のある者から請求があったときに証票を提示する義務
- ・立入検査の場合の、関係者の業務不妨害および秘密不漏洩の義務
- ・放火または失火で犯罪の疑いのある場合の、所轄警察署への通報および証拠物の収集保全の義務
- ・消防庁が放火または失火の犯罪捜査に対する協力の勧告を行う場合の服従義務
- ・被疑者の逮捕中または証拠物の押収中の質問および調査遂行にあたって、警察官の操作を妨害しない義務
- ・放火および失火の絶滅のため、消防吏員と警察官との協力義務

【都道府県知事および消防庁長官の火災調査権】

- ①都道府県知事―消防本部を置かない市町村の区域における火災の原因調査に限る。
- ②消防庁長官 一社会的影響が大きい特異な火災などで、消防長または都道府県知事から求めがあった場合、または消防長長官が特に必要と認めた場合に限る。